

公益財団法人笹川スポーツ財団

個人番号及び特定個人情報取扱規程

平成27年12月24日
規程第55号

第1章 総則

(目的及び適用関係)

第1条 この規程は、特定個人情報保護委員会の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき作成され、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）が取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」という。）の収集、利用、提供、保管、廃棄等に関する事項を定め、特定個人情報等の保護のための主体的な取り組みを行うことを目的とする。

2 本規程に基づいて財団が行う特定個人情報等の取扱いの詳細については、別途作成する「特定個人情報等に関する実務マニュアル」において定める。

3 特定個人情報等の取扱いについては、本規程とともに個人情報取扱規程も併せて適用される。このうち、特定個人情報等の取扱いについて本規程で定める事項については、本規程が個人情報取扱規程に優先して適用される。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語を、次のように定義する。

(1) 番号法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。

(2) 個人番号

番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するためのもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって住民票コード以外のものを含む。）をいう。

尚、個人番号には死者の個人番号も含まれ、死者の個人番号にも本規程が適用されることに留意する。

- (3) 特定個人情報
個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル
個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等）をいう。
- (5) 本人
個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 個人番号関係事務実施者
個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (7) 個人番号関係事務
番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (8) 特定個人情報保護管理者
理事長によって指名され、特定個人情報等の取り扱いに関する責任及び権限を有する者をいう。
- (9) 事務取扱担当者
財団において個人番号関係事務に従事する者をいう。
- (10) 従業者
理事、監事、職員、派遣職員その他財団の指揮監督を受けて財団の業務に従事する者をいう。
- (11) 実務マニュアル
本規程に関連して財団の実務対応を定める特定個人情報等に関する実務マニュアルをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、財団における全ての特定個人情報等の取り扱いに適用する。

2 本規程は、次に掲げる特定個人情報等の収集、利用、提供、保管及び廃棄等に関する事項を定める。

- (1) 財団が財団の職員等及びその扶養親族から個人番号関係事務を行う目的で収集した特定個人情報等
 - (2) 財団が財団の支払先である個人から個人番号関係事務を行う目的で収集した特定個人情報等
- 3 特定個人情報保護管理者は、財団が取り扱う個人番号関係事務の範囲、財団が取り扱う特定個人情報等の範囲、事務取扱担当者の範囲を明確に定める。

(法令及び本規程等の遵守)

第4条 財団は、特定個人情報等の取り扱いに関する法令、ガイドライン等の情報を収集し、財団に該当するものについては、これらを遵守する。

2 財団は、本規程及び実務マニュアルに基づき、財団が取り扱う特定個人情報等に関し、特定個人情報等の管理体制を構築することとする。

3 財団は本規程及び実務マニュアルに基づき、財団が取り扱う特定個人情報等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを実行し、かつ、維持していくものとする。

4 財団は、本規程及び実務マニュアルに基づき、財団が取り扱う全ての特定個人情報等を特定するための手順を確立し、かつ、維持するとともに、その取扱いの各局面におけるリスク（特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損、関連する法令等）を認識し、分析し、必要な対策を講じる手段を確立し、かつ維持することとする。

5 財団は本規程及び実務マニュアルに基づき、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を構築することとする。

(主管部)

第5条 財団が特定個人情報等を取り扱う部署（以下、本規程において「主管部」という。）は、総務グループとする。

2 財団は、財団が別途定める場合を除き、主管部に所属する者に限って特定個人情報等を閲覧可能とする態様で特定個人情報等を保管する。

第2章 管理体制**(特定個人情報保護管理者)**

第6条 理事長は、本規程の内容を理解し実践する能力のある特定個人情報保護管理者を指名し、特定個人情報等の管理体制（日常的な教育、運用状況の確認、法令、本規程等の違反に対する是正処置及び予防処置の確実な実施、緊急事態への対応、監督官庁への連絡等）の実施及び運用に関する責任及び権限を与え、業務を行わせる。

2 特定個人情報等の管理体制の確立、実施、維持、改善については、特定個人情報保護管理者が行う。また、特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の管理体制を確実に実施するために運用の手順を明確にする。

3 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の管理体制を効果的に実施するために役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、従業者に周知する。

- 4 特定個人情報保護管理者は、従業者並びに委託先に対し、特定個人情報等の保護に関する適切な教育を実施する。
- 5 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の取り扱い並びに特定個人情報等の管理体制に関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する窓口を常設し、当該窓口の連絡先を本人に通知し、又は公表する。

第3章 収集、利用及び提供

(収集及び利用目的の特定)

第7条 財団は、番号法その他の法令で定める範囲内において特定個人情報保護管理者が定めた場合に限り、特定個人情報等を収集することができる。

2 財団は、特定個人情報等を取り扱うに際しては、番号法及びガイドラインに定められた範囲内でその利用目的である個人番号関係事務を明確に特定する。

(提供の求めに関する措置)

第8条 財団は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人又は本人の代理人から特定個人情報等の提供を求める。

2 財団は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、財団の職員等を通じて、財団の職員等の扶養親族等に特定個人情報等の提供を求める。

3 前二項に定める場合のほか、財団は、番号法その他の法令に基づく場合を除き、他人に対して特定個人情報等の提供を求めない。

4 財団が特定個人情報等の提供を求める時期は、個人番号関係事務が発生した時点为原则とする。

5 前項にかかわらず、財団は、本人と財団との間の法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が明らかな場合には、当該事務の発生が明らかとなった時点をもって特定個人情報等の提供を求める時期とすることができる。

(収集に関する措置)

第9条 財団は、個人番号関係事務を処理するために必要な限度その他番号法で定める範囲内において、適法かつ公正な手段によって特定個人情報等を収集する。

(本人確認の措置)

第10条 財団が本人から個人番号の提供を受けるときは、郵送又は対面の方法によって、個人番号の確認及び本人確認に必要な措置として番号法その他の法令で定められる措置を採ることとする。

2 財団が本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、郵送又は対面の方法によって、本人の個人番号の確認、代理権の確認及び代理人の本人確認に必要な措置として番号法その他の法令で定められる措置を採ることとする。

(利用に関する措置)

第 11 条 財団は、番号法で例外とされる場合を除き、本人の同意があつたとしても、収集の際に特定した利用目的を超えて特定個人情報等を利用しない。また、財団が取り扱う具体的な個人番号関係事務の範囲は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法定調書作成事務
- (2) 源泉所得税関係事務
- (3) 地方税特別徴収関係事務
- (4) 健康保険・厚生年金保険適用関係事務
- (5) 国民年金の第 3 号被保険者関係事務
- (6) 健康保険給付関係事務
- (7) 雇用保険関係事務
- (8) 労災保険関係事務
- (9) 財形貯蓄関係事務

2 財団は、前項の目的外利用を行わないために必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持する。

3 財団は、収集の際に特定した利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を利用する必要がある生じた場合には、改めて利用目的の特定と利用目的の通知又は公表を行った上で、本人に対して特定個人情報等の提供を求めることができる。

4 財団は、特定個人情報等の目的外利用を理由に本人から利用停止又は消去を求められ、法令の定めを照らしてその求めに理由がある場合には、特定個人情報の利用停止又は消去を行う。

(提供に関する措置)

第 12 条 財団は、本人の同意があつたとしても、個人番号関係事務を処理するために必要な場合以外に特定個人情報等を第三者に提供しない。ただし、番号法により特定個人情報等の提供が認められる場合は、この限りでない。

2 財団は、特定個人情報の違法な第三者提供を理由に本人から提供停止を求められ、法令の定めを照らしてその求めに理由がある場合には、第三者への提供を停止する。

第4章 管 理

(保管に関する措置)

第13条 財団は、個人番号関係事務を行う必要がある場合に限り、特定個人情報等を保管するものとする。

(正確性の確保)

第14条 財団は、特定個人情報ファイルを正確かつ最新の内容に保つために必要な措置を採ることとする。

2 財団は、前項の措置として、個人番号が変更されたときは本人から財団に申告する必要がある旨を周知する。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第15条 財団は、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲内で特定個人情報ファイルを作成することができる。

(安全管理措置)

第16条 財団は、特定個人情報等の保管に当たっては、特定個人情報等のリスクに応じて、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な以下の各号に掲げる措置を講じることとする。

(1) 組織的安全管理措置

- ① 組織体制の整備
- ② この規程に基づく運用
- ③ 取り扱い状況を確認する手段の整備
- ④ 情報漏えい等事案に対する体制の整備
- ⑤ 取り扱い状況の把握及び安全管理措置の見直し

(2) 人的安全管理措置

- ① 事務取扱担当者の監督
- ② 事務取扱担当者の教育

(3) 物理的安全管理措置

- ① 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ③ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- ④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

(4) 技術的安全管理措置

- ① アクセス制御
- ② アクセス者の識別と認証
- ③ 外部からの不正アクセス等の防止
- ④ 情報漏えい等の防止

2 財団は、特定個人情報等の安全管理を確保することを目的として、職員に対し、必要かつ適切な監督を行う。

3 職員は、在職中のみならず退職後においても、特定個人情報等について機密保持義務を負うものとする。

4 財団は、特定個人情報等を取り扱う職員から特定個人情報等の保護に関する財団の定める様式による誓約書の提出を求めることができる。

(委託先の監督)

第 17 条 財団は、特定個人情報等の取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合、番号法に基づいて財団自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるようにするため、委託先の適切な選定、ガイドラインで求められる条項を規定した委託契約の締結、委託先における特定個人情報等の取り扱い状況の把握、その他委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 財団は、委託先に対して特定個人情報等の取り扱いを委託する際は、委託先に対して適切なアクセス制御の実施を要請し、特定個人情報等を保護するための措置を講じる。

3 財団は、委託先が財団の許諾を得ることなく再委託（更に再委託が繰り返される場合を含む。以下本項において同じ。）を行わないように必要かつ適切な監督を行い、委託先が再委託の許諾を求めたときは、再委託の適否を考慮した上で許諾を行うかどうかを決定する。

(廃棄に関する措置)

第 18 条 財団は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、できる限り速やかに特定個人情報等を廃棄又は削除する。

2 財団は、前項に定める廃棄又は削除を行った場合には、廃棄若しくは削除に関する記録を作成し、又は廃棄若しくは削除の委託先から廃棄若しくは削除についての証明書等を取得しこれらを保存する。

3 財団が、特定個人情報等が記載又は記録された書類、電磁的記録、機器、電子媒体等を廃棄する場合は、焼却、溶解、専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的破壊などの復元不可能な手段を採用する。

4 財団が特定個人情報ファイルに記録された個人番号を削除する場合は、容易に復元できない手段を採用する。

5 財団は、前各項に定める廃棄又は削除を前提とした手続の策定及び情報システムの構築を行う。

第5章 教育

(教育)

第19条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の管理を確実に実施するために必要な教育を定期的に実施する。

2 特定個人情報保護責任者は、関連する各部門及び階層において、職員に次の事項を理解させる手順を確立し、かつ、維持する。

- (1) 特定個人情報等の管理を適正に行うことの重要性及び利点
- (2) 特定個人情報等の管理を適正に行うための役割及び責任
- (3) 特定個人情報等の管理を適正に行わなかった際に予想される結果

3 特定個人情報保護責任者は、教育の計画及び実施、結果の報告及びそのレビュー、計画の見直し並びにこれらに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を確立してこれを実施し、かつ、維持する。

第6章 管理状況の確認

(管理状況の確認)

第20条 財団は、特定個人情報等の管理が適切におこなわれていることを定期的に確認するための手順を確立し、実施し、かつ、維持する。

第7章 定期的な見直し

(定期的な見直し)

第21条 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の適切な保護を実施するために、以下の各号に掲げる事由を踏まえ、定期的に特定個人情報等の管理体制の見直し及び改善を実施する。

- (1) 運用状況に関する事務取扱担当者からの報告
- (2) 苦情を含む外部からの意見
- (3) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
- (4) 特定個人情報等の取り扱いに関する法令、国の定める指針、関連業界の定める指針の改正状況
- (5) 社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化
- (6) 財団の事業領域の変化
- (7) その他内外から寄せられた改善のための提案等

第8章 苦情及び相談

(苦情及び相談)

第22条 財団は、特定個人情報等の取り扱い並びに特定個人情報等の管理体制に関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行う手順を確立し、かつ、維持する。

2 財団は、特定個人情報等の保護に関する苦情及び相談の窓口の設置も含めて、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

第9章 罰 則

(罰則)

第23条 職員が本規程に違反した場合には、弁明の機会を与えた上で、就業規則に定める懲戒処分及び損害賠償請求の対象とすることができる。

附 則 (平成27年12月24日 規程第55号)

この規程は、平成27年12月24日に施行する。